

【No.50】 「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に照らし、乗用自動車の灯火器の基準に関する記述として、**不適切なものは次のうちどれか。**

- (1) 走行用前照灯の最高光度の合計は、225,000cd を超えないこと。
- (2) 番号灯は、夜間後方 40m の距離から自動車登録番号標の数字等の表示を確認できるものであること。
- (3) 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の 5 倍以上となる構造であること。
- (4) 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられていること。